

第16表 個別事件数

(件)

年次	区分	前年繰越件数	新規件数	係属件数	終結件数
H13-29			513	513	510
30		3	21	24	23
31・元		1	36	37	32
2		5	29	34	33
3		1	14	15	14
4		1	11	12	12
5		0	16	16	13
計			640		637

令和5年における係属事件は16件(前年繰越事件0件、新規事件16件)で、このうち13件が終結し、3件が翌年に繰り越された。

なお、平成13年10月の制度運用開始以降、令和5年までの各年の新規事件の累計件数は640件となった。

第17表 申請者の労使別、雇用形態別、申請経路別件数

(件)

年次	区分	申請 総件数	申請者		雇用形態				申請経路		
			労働者	使用者	正社員	契約社員	パート労働	その他	振興局	直接	その他
H13-29		513	508	5	299	84	121	9	146	109	260(4)
30		21	20	1	11	6		4		2	19(0)
31・元		36	36		26	2	6	2		3	33(13)
2		29	26	3	15	3	8	3		19	10(5)
3		14	14		10	1	3			10	4(3)
4		11	11		4		5	2		2	9(2)
5		16	15	1	7	3	2	4		2	14(1)

(注) 申請経路の「その他」欄の括弧書きは社会保険労務士を介した申請件数で内数。

新規事件16件の申請者区分をみると、15件が「労働者」からの申請であり、1件が「使用者」からの申請であった。また、あっせん事件の当事者となった労働者の雇用形態をみると、「正社員」が7件で最も多く、全体の約43.8%を占めた。

申請経路をみると、申請者が「直接」申請したものが2件、「その他」が14件であった。また、「その他」のうち、1件が社会保険労務士を介した申請であった。